

# 独立行政法人大学入試センター共同研究取扱規則

平成28年11月24日  
規則第13号

## 独立行政法人大学入試センター共同研究取扱規則

### (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

#### 一 センターにおける共同研究

センターにおいて、民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、センターの研究者が当該民間機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究。

#### 二 センター及び民間機関等における共同研究

センター及び民間機関等において、共通の課題について分担して行う研究で、センターにおいて、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの。

2 この規則において「センターの研究者」とは、センターにおいて研究を行う全ての者をいう。

3 この規則において「民間等共同研究員」とは、民間機関等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のままセンターに派遣される者をいう。

### (契約の締結)

第3条 理事長は、速やかに民間機関等の長と当該共同研究の内容及びその他必要事項を定めた契約（以下「共同研究契約」という。）を締結するものとする。

### (共同研究の開始)

第4条 共同研究は、共同研究契約を締結した日から実施するものとする。

### (研究者の受入れ及び研究料)

第5条 民間機関等に属する研究者を受け入れる場合は、民間等共同研究員として、受け入れるものとする。

2 民間等共同研究員の研究料の取扱いは、別に定めるところによるものとする。

### (共同研究に要する経費)

第6条 センターは、施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究遂行のために、特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、光熱水料等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担するものとする。

3 センターは、共同研究に要する経費を分担する必要がある場合は、前項に定める直接経費の一部を負担することができるものとする。

4 第2条第1項第2号の共同研究の場合において、民間機関等における研究に要する経費等は、民間機関等が負担するものとする。

5 民間機関等が負担する額を算定する場合の直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）の額は、直接経費の10%に相当する額とする。ただし、民間機関等の事情により、間接経費の額を直接経費の10%に相当する額と異なる額とする必要がある場合には、民間機関等との協議の上、その額を決定するものとする。

（設備等の取扱い）

第7条 共同研究に要する経費により、研究の必要上、センターにおいて新たに取得した設備等は、センターの所有に属するものとする。

2 前条第4項により、研究の必要上、民間機関等において新たに取得した設備等は、民間機関等の所有に属するものとする。

3 センターで行う共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を受け入れることができるものとする。

（研究場所）

第8条 センターの研究者は、共同研究の遂行上必要がある場合には、民間機関等の施設において、研究を行うことができるものとする。

2 前項の場合においては、研究用務のための出張として手続きをとるものとする。

（知的財産権の取扱い）

第9条 共同研究に伴い生じた知的財産権の取扱いについては、別に定めるところによるものとする。

（秘密保持）

第10条 理事長及び民間機関等の長は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、共同研究の相手方の書面による事前の同意なしにそれらを第三者に開示してはならず、相互に秘密保持義務を負う。ただし、それらの情報が次の各号に該当する場合はこの限りではない。

一 既に公知の情報であるもの

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

三 共同研究の相手方から情報を入手した時点で既に保有しているもの

四 共同研究の相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの

五 センターが情報を秘密として扱うことが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるもの

2 センターは、前項第5号に該当する情報を公開しようとするときは、その理由を書面により共同研究の相手方に事前に通知する。

（適用除外）

第11条 共同研究のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、この規則の一部を当該共同研究に適用しないことができる。

一 国又は地方公共団体等との共同研究である場合

二 その他特別な事情があると理事長が認めた場合

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。